

下関市入札監視委員会規則第5条第9項により、以下のとおり公表します。

下関市入札監視委員会（第20回）審議概要

開催日時	平成27年2月12日 13:30		
場所	下関市勤労福祉会館2階 第1会議室		
委員	今村俊一（弁護士） 岡孝（高等学校教諭） 藤本博美（ファイナンシャルプランナー）		
審査対象期間	平成26年7月1日 ~ 平成26年12月31日		
審査対象総件数	365件	（抽出工事名称）	
抽出案件	条件付一般競争入札	223件	・教育センター整備建築主体工事 ・教育センター整備電気設備工事
	指名競争入札	125件	・遊具看板設置工事 ・市営大庭住宅解体工事
	随意契約	17件	・下関市立山の田中学校屋外埋設ガス管耐震化工事 ・小月啓作排水ポンプ場築造工事に伴う付帯工事
指名停止等の運用状況	1件1社		
議事事項及び委員からの意見・質問、それに対する回答等	議事項目、意見等	別紙のとおり	
	議事結果、回答	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	特になし		

議事項目、意見・質問	議事結果、回答
<p>・教育センター整備建築主体工事 ・教育センター整備電気設備工事</p>	
<p>3者JVでの条件設定に対し、参加が2者だけだった理由は分析されているか。</p>	<p>参加資格を持っている業者の組み合わせで最大10組組めると想定していたが、他の大型工事と重なったこともあり、結果として2者しか応募がなかった。こちらの条件設定としては通常のものだったと考えている。</p>
<p>参加資格の建築主体工事の総合評点については、旧市内と旧四町で点数の差がついているが、電気設備工事の総合評点については、旧市と旧四町の区分がなく、点数の差がないのはなぜか。</p>	<p>土木一式工事と建築一式工事は業者数が多く、合併以降工事場所に近い業者を優先していることから、総合評点に差を設けている。電気工事については、業者も少なく、差を設けた設定ができないので、市内全域で総合評点の差を設けないようにしている。</p>
<p>総合評定の点数の切り替えの日にちは決まっているのか。</p>	<p>毎年5月1日に更新している。</p>
<p>・遊具看板設置工事</p>	
<p>なぜ遊具看板を設置しなればならなくなったのか。</p>	<p>市内にある様々な遊具の適正な利用方法を理解してもらい、事故や怪我を未然に防ぐため設置しているもの。看板下部に事故等があった際の連絡先が書いているので、迅速な対応ができる役割もある。</p>
<p>看板のデザインと看板自体を作る業者は別の業者で、設置だけ今回の入札した業者なのか。</p>	<p>デザインは統一しており、一つの業者に指定したデザインで看板を作り設置してもらっている。</p>
<p>・市営大庭住宅解体工事</p>	
<p>豊北町に本店のある業者は全部で6者しかいないのか。</p>	<p>豊北町でトビ・土工の登録がある業者は6者しかいない。 200万円以上の指名の案件については、6者選定するというようになっており、今回は丁度満たしていた。もし足りなかった場合は、隣接する庁舎の登録業者からも選定し指名することになる。</p>

<p>解体工事に最低制限価格の下 限値（予定価格の85%）を適用 しないのはなぜか。</p>	<p>解体工事は公共の歩掛りがなく、入札した業者の平均で最低制限価格を決めている。一般的に通常の建設工事は役所の公共歩掛りと公共単価により予定価格や設定価格等を出すが、解体工事は予定価格を立てるのに業者に見積りをとっているのものでその価格自身に最低価格を決めることが難しいため、実際に入札に掛けた価格の平均の90%で決めている。解体工事以外にも特殊な電気設備工事や機械設備工事も同じ取扱いである。</p>
<p><b>・ 下関市立山の田中学校屋外埋設ガス管耐震化工事</b></p>	
<p>今後、他の中学校でも同じような工事をすることがあるのか。</p>	<p>経済産業省より、ガス管の耐震化も進めていくよう言われているため、可能性は十分ある。</p>
<p>校舎の耐震化に合わせてガス管も工事しているのか。</p>	<p>山の田中学校は昨年度より校舎の耐震化工事を進めているので、併せて付帯しているものの耐震化工事を進めている。</p>
<p>敷地外のガス管についてはどうなっているのか。</p>	<p>敷地外は事業者が耐震化工事をしなければならない。当該敷地内のガス管は財産的にはこちらのものであるが、ガス事業者が責任を持って施行しなければならない範疇のため山口合同ガスに施行してもらっている。</p>
<p>耐震化によりガス管をポリエチレン管にしている所は多いのか。</p>	<p>屋外埋設型管は、ほとんどポリエチレン管になってきている。割れないし潰しても大丈夫な為。近年は水道管もポリエチレン管になっている。</p>
<p><b>・ 小月啓作排水ポンプ場築造工事に伴う付帯工事</b></p>	
<p>随意契約の理由に「履行させることが不利」とあるがどういうことか。</p>	<p>本体工事の付帯工事なので、工事の性質上不利ということ。ただし6号を使うので、更に新しい所と契約するにあたって金額等検討し条件がいいということで6号にしている。</p>
<p>他の業者から見積りはとったのか。</p>	<p>あくまでも付帯工事なのでとりようがない。ただし比較は、通常に設計した場合の金額と今回随意契約をするということの比較での検討はしている。</p>